

就学援助費（就学予定者新入学学用品費）を
申請される保護者 様へ（生活保護を受給の方は対象外です）

申請書の記入及び提出等の注意事項

【申請書の記入】

※書き間違いを修正する際に、修正液等を使用しないでください。

修正する場合は、二重線を引き、申請者の印を修正箇所全てに押印してください。

◎まず、記入例全般を、十分にご確認ください。

●家族欄には、同居者全員（祖父母・親類を含む）・単身赴任で生計を共にしている方も含めて、全員を記入してください。

記入しきれない場合は、申請書をコピーして、2枚使用してください。

●申請書の他に添付書類が必要な場合があります。

詳しくは、別紙の「～ 就学援助のご案内 ～」の裏面をご確認ください。

※添付書類が提出期限までに未提出の場合は、受け付けできません。

【振込指定口座】

●ゆうちょ銀行の場合は、振込口座は、通帳の記号・番号とは違います。

他金融機関からの振込用の口座（7ケタ）をご記入いただく必要があります。

指定口座の預金種目は『普通預金』とさせていただきますので、

総合口座（通常貯金）通帳であれば「普通預金」となりますが、

「貯蓄貯金」や「振替口座」は指定できませんので、ご注意ください。

支店名も（例・漢字で「〇〇八」「一九八」等）特殊なため、郵便局に確認するなど、ご注意ください。（なお、ゆうちょ銀行の金融機関コードは「9900」です。）

●口座名義人は、基本的に申請者本人の名義でお願いいたします。

やむを得ない場合は、保護者間でのみの（例えば、申請は父親で口座は母親）

口座名義の指定を可能といたしますが、この場合は、必ず、申請書最下段の

「委任欄」に、申請者の氏名記載と押印をお願いいたします。

【入学先について】

●申請後、市外転出（予定）や、私立学校への入学希望等により、佐倉市立小学校以外へ入学を予定・希望されることになった場合は、必ずご連絡ください。

受給後、佐倉市立小学校へ入学されなかった場合は、ご返還いただきますので、

入学が不確実な場合は、ご連絡ください。

今回、申請しなかった、又は非認定となった場合でも、令和8年4月に佐倉市立小学校に入学された後、令和8年度の就学援助費として、学校経由で申請が可能です。

【お問い合わせ先・担当】

佐倉市教育委員会 学務課 学事班

☎043-484-6186